

令和5年度最高裁判所総合評価審査委員会（第2回） 議事概要

開催日及び場所	令和5年6月13日（火） 最高裁判所、明海大学、工学院大学、明治学院大学
委 員	委 員 長 中 城 康 彦（明海大学不動産学部教授） 委 員 遠 藤 和 義（工学院大学建築学部教授） 伊 室 亜希子（明治学院大学法学部教授）
委員からの意見・ 質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

(別添)

議事1 総合評価落札方式技術提案評価型S型(WTO)の評価結果について
東京高地簡裁庁舎改修1期工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

エレベーター機械室にはアスベスト含有吹付材が使用されていないものと考えてよい。

【事務局】

アスベスト含有吹付材は使用しているが、今回の工事対象とはしていない。

【委員】

申請者が1者であった原因について説明されたい。

【事務局】

アスベスト対策を主とした難易度の高い改修工事であることや、大規模庁舎での居ながらの工事であること等の複合的な要因によるものと想定している。

【委員】

申請者が1者のみということは、結果として提案だけでなく価格での競争にもならないことになる。申請者の技術力による競争となるよう引き続き注視すべきと考える。

【委員】

機械室を負圧エリアに含めた場合、巻き上げ機等への養生方法が不明確なため不採用と判断したことについて、問題はないものとする。

【委員】

この申請者と契約した場合、不採用とした提案の取扱いはどうなるのか。

【事務局】

不採用のため履行義務は生じないが、契約後にあらためて施工計画として提示された場合、機械室内部の適切な養生が確認できれば、協議により実施することも考えられる。

【委員】

この提案であれば、機械室から直接外部へ排気をとることが可能であるが、これ以外の方法の場合、外部との排気の接続方法が課題となるのではないかと。

【事務局】

その場合はダクトを通し、近接する窓等から接続をとるものとする。

【委員】

その他意見がなければ本案件の評価結果について問題ないものとする。

議事2 総合評価落札方式技術提案評価型S型(WTO)の評価結果について
佐賀地家簡裁庁舎新営建築工事

- (1) 概要について事務局より説明

(2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

論点として取り上げた防振溝を掘削する工法について、今まであまり提示されたことのない提案と思われるが、振動対策として特殊なものではなく、一般的な工法と考えてよいのか。

【事務局】

この工法に関する論文が出されており、申請者はそれに基づいて提案してきていることから、特殊な工法とまでは考えていない。

【委員】

地盤状況を踏まえて提案してきたものではないのか。

【事務局】

決して安定した地盤ではないが、本敷地に特化した提案というわけではない。

【委員】

仮囲いに吸音パネルを設置する提案について、そもそも仮囲いは指定仮設としているのか、それとも総合評価の提案を促すための事例の一つとして提示しているものなのか。

【事務局】

仮囲いは指定仮設として設計図書に明記している。今回の提案は、仮囲いとして設置する万能鋼板に対して吸音パネルを設置するもので、騒音防止の効果が期待できる提案と判断したものである。

【委員】

この提案は、近隣への配慮から、市街地における対策として一般的に実施されるものなのか。

【事務局】

仮囲いとしては、高さ3mの万能鋼板を設置することが一般的であるが、吸音パネルまで設置するような設計としたことはなく、一般的な対策という認識ではない。

【委員】

提案内容が、施工者にとって当たり前のこととならないよう、実状に留意して設定すべきものとする。もう1点として、振動対策に関する二つの提案に関連して、全体の工期はどの程度を見込んでいるのか説明されたい。

【事務局】

新営庁舎を完成させた後、既存庁舎と仮庁舎を解体し、最後に外構を整備するまで全体で43か月を見込んでいる。

【委員】

この提案は、工事期間中継続して有効に働くものと考えてよいのか。

【事務局】

庁舎新営時と庁舎解体時とで提案の実施時期は異なるが、いずれも実施期間中は防振効果が期待できる場所に設置する提案となっている。

【委員】

今回の契約が終了した後も設置が継続される可能性があるのか。

【事務局】

本工事は、庁舎新営から外構整備までを一つの契約として発注するため、今回契約終了後に提案内容を継続させることはない。

【委員】

防振対策として鋼矢板を使用する提案については、やや過剰な印象は受けるが、工期内において有効と判断した点については適切であると考ええる。

【委員】

庁舎の解体工事は全て完了しているものと理解したが、それでよいのか。

【事務局】

庁舎新営に支障となる範囲の既存庁舎は解体したが、それ以外の既存庁舎は今回工事で解体する計画である。

【委員】

防振溝の提案は、論文に基づいた信頼性のあるものと思われるが、長期間継続して実施することになると、土の崩落や雨水の滞留が懸念されるところ、雨水が滞留した状況でも効果は期待できるものなのか。

【事務局】

雨水の滞留による影響については研究結果に記載されていないため、効果の判断が難しいところであるが、仮に滞留した場合は、適宜ポンプで汲み上げることが想定される。

【委員】

工期が長いことから、効果が有効となるような現場環境を保持していくことが必要と考える。

【委員】

その他意見がなければ本案件の評価結果について問題ないものとする。

議事3 総合評価落札方式技術提案評価型S型（WTO以外）の評価結果について

佐賀地家簡裁庁舎新営電気設備工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

申請者の提案に対する積極性の違いが反映された適切な評価となっている。このうち、B者からの絶縁監視に関する審議資料について、申請者が提出した資料にはないと思われる図が記載されているが、この図の出所について説明されたい。

【事務局】

提案内容を理解し易くするために、裁判所側で用意した資料である。

【委員】

提出してきたもの以外の資料を審議資料に加えた場合、その資料によって、提案の捉え方が変化する可能性がある。提案内容を分かりやすくするという姿勢は理解できるが、提

案に書かれていない内容を付加することについては、審査の公平性について懸念されるところである。

【事務局】

本提案は電気設備に関する専門性の高い内容であり、理解の補助として資料を付加したものであるが、今後は対応に留意したい。

【委員】

仮にこの申請者が落札した場合、付加した内容も含めた履行義務の可能性が出てくるのではないか。元々申請者から提案された内容は非常に簡素であり、書面主義の観点からすると、この提案に対してこれほどの情報を付加することは差し控えるべきと考える。

【委員】

審査の補助であったとしても情報が加工されることは好ましくない。内容が不十分でも実施について支障がなければ、加点評価でなく標準案相当と判断することもできる。或いは、実施段階での協議が必要であれば、不採用とする判断も考えられる。いずれにしても、有効となる可能性はあるものの判断材料が不十分な提案であれば、加点評価以外の判断も検討してよいのではないか。

【委員】

効果が見込めそうな提案という前提で内容の説明を付加したところ、申請者の想定を超えて有効と判断されたということになれば、提案内容の確実な履行への影響や、他の提案との取扱いにおける公平性の観点から、適切な対応とは言えない。

【事務局】

電気設備に関する提案は専門性が高く、内容を正確に理解するにあたり、文字だけでは伝わりにくい場合がある。一例として、発注者が付加した内容であることを示したうえで、補助的に図表を提示するという方法は可能と考えてよいか。

【委員】

提出された内容だけでは理解するのに不十分な提案であったという事実を認識してもらうことが重要である。想定していない情報が付加されたことで、申請者の意図と相違があるにもかかわらず有効と判断された場合、結果を受け取った申請者が困惑することにもなりかねない。専門性の高い提案について、委員が内容を正確に把握するための配慮であることは理解できるが、審議資料と同じ紙面に掲載することは避けるべきである。

【事務局】

情報量が少なく内容の把握が困難な提案であることを伝えるためにも、申請者からの提案は率直に審議資料として掲載すべきという理解でよろしいか。

【委員】

理解のとおりである。評価の途中段階において、発注者が解釈の参考として情報を補足するということはあることかもしれない。しかし、その情報によって評価結果が左右されるのであれば、他の提案についても、理解し難い内容が存在する可能性があることから、

当該案件だけに情報を付加することは公平性の観点から適切でない。姿勢として、提案された内容に基づいてのみ評価していくことが重要である。

【委員】

専門性が高い提案については、文字だけでは理解し難いところもあり、図表を付加することで理解しやすくなることも事実である。今回の事例については「例」という文言を入れることで補足的な取扱いを示したものと思われるが、公平性という観点での判断を重視すべきことは言うまでもない。

【委員】

本提案は積極性に欠けるものであるが、それに対して評価者の判断に基づく図表を付加してしまうと、申請者の意図と齟齬が生じる可能性があることは否定できない。あくまでも申請者が想定している範囲内で評価すべきであり、そこから乖離した判断により正確性に欠ける評価となってしまうことが危惧される。申請者から提出された提案内容が全てである。ただし、事前説明のように、公平性を担保できる範囲において、口頭により補足することは許容範囲であると考ええる。

【委員】

本提案は情報量が非常に少なく、委員にとって専門外の内容のため、補足的に図表を付加したものと理解しているが、そうすると他の提案についても同様の対応が必要となる。あくまでも提案された内容だけで評価することが大前提であり、その上で委員が審査するという流れにするべきである。ただし、内容によっては補足説明が必要なことも否定はできないため、取扱い方法を工夫して、別紙あるいは参考資料として提示することは可能と考える。

【委員】

これまでの議論を踏まえ、本提案については、当初の評価結果のとおり加点評価とすることとよろしいか。

【委員】

加点評価とすることと構わない。

【委員】

その他意見がなければ本案件の評価結果について問題ないものとする。

議事4 総合評価落札方式技術提案評価型S型（WTO 以外）の評価結果について

佐賀地家簡裁庁舎新営機械設備工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

建設業においてはDXによる生産性向上や現場管理の効率化を進めている中で、現場アプリに関する提案を標準案として評価することは、これらの提案は一般的に広く導入されていると判断したものか或いは、確認や検査として活用した場合の効果が不明確と判断し

たものかのいずれかと考える。いずれの場合でも、DXに関連した提案は評価しないという姿勢を申請者に伝えることになる可能性はある。ただ、実際には既に普及している内容であり、有効と評価するほどの提案ではないのかもしれない。

【委員】

現場管理アプリについて、複数の申請者から提案されるということは、既に一般的に普及しているものと考えられるが、実状について説明されたい。

【事務局】

デジタルカメラを利用した画像管理アプリについては、一般的に普及している状況にあるが、現場管理アプリについては、利用状況が不明であり、具体的な効果が確認できないと判断したものである。

【委員】

建築や電気の施工者は、それぞれ別々にカメラを設置して施工状況を撮影することになるのか。

【事務局】

撮影対象となる部位が工事内容によって異なるため、施工者がそれぞれにおいてカメラを設置し撮影を行うことになる。

【委員】

民間の工事であれば、3者間での合理化が可能なケースと考える。もう1点確認として、3DCADの提案について、ベースとなるデータは設計者から提供されるものなのか、それとも自前で作成することになるのか。

【事務局】

発注者から施工者にCADデータを貸与し、それをベースに3DCADにより施工図等が作成されることになる。

【委員】

設計事務所が作成したCADデータを施工者へ貸与し、それをベースに3DCADで施工図を作成するという理解でよいか。

【事務局】

ご理解のとおりである。

【委員】

この場合、著作権上の問題は発生しないものと考えてよいか。

【事務局】

施工図等の作成に必要なデータとして貸与するものであり、著作権上の問題は発生しないと考える。

【委員】

過去の提案において、BIMの利用に関するものがあったが、BIMと3DCADとで利用方法の使い分けをしているのか。

【事務局】

施工図による工事内容の検討においては3DCADが有効であると考えている。BIMについては図面以外の情報も含まれており、提案として出された内容ごとにその効果の有無について判断していくことになる。

【委員】

設計図書として申請者に提供される図面は、主に配管等のルートを示したものであり、施工図による検討段階において詳細が確定するものと認識しているが、3DCADでの施工図作成が容易となるよう、設計段階においてより多くの情報量を盛り込んだ図面として作成することはあるのか。

【事務局】

設計段階で作成する図面は通常のCADによるものであり、施工者において3DCADにより様々な情報を入力することで施工図面が作成され、納まり等の検討に活用されることになる。

【委員】

一例として、熱源機器とダクトとの取合いについて、設計図面では問題なく収まっていたが、3DCADによる検討において問題が判明した場合、設計変更として対応することになるのか。

【事務局】

設計段階においても、受注者が機器やダクトの収まりを確認した上で図面を作成しているが、3DCADを利用することでより精度の高い確認が可能となり、その検討結果に応じて対応を検討することになる。

【委員】

その他意見がなければ本案件の評価結果について問題ないものとする。その他に報告事項があれば発言されたい。

【事務局】

第1回委員会で意見をいただいた「標準案で施工する」という提案について、国土交通省における対応と、裁判所の今後の方針について報告する。

国土交通省では、過去にこのような提案が出された事例はなく、仮に施工計画について「標準案で施工する」という提案が出された場合は欠格になるとの回答であった。国土交通省においてもWTOでは技術提案と施工計画を求めWTO以外では施工計画のみを求めている。このうち技術提案については標準案での参加を認めており、提出書式に標準案による参加の選択肢があるが、施工計画については標準案を示していないため、標準案での参加を認めておらず、提出書式にも標準案による参加の選択肢がない。従って「標準案で施工する」という提案は、施工計画において不適切な提案として欠格になるとのことであった。

裁判所における現状の取扱い、技術提案と施工計画のいずれにも提出書式に標準案によ

る参加の選択肢があり、この点が国土交通省と異なっていた。また、裁判所の実施方針の中で、施工計画では未提出や不適切の場合を欠格と定め、技術提案では不採用の場合は標準案での参加とし欠格とはしないと定めていることから、これらを踏まえて取扱いの整理をした。

施工計画は、主に品質管理や施工上配慮すべき事項等について提案を求めるもので、設計図書の一部に仮囲い等の記載はあるが、具体的に標準案を示しているわけではない。また、現状のように技術提案だけでなく施工計画においても標準案での参加を認めることは、最終的に価格のみの競争を容認することになり、提案内容と価格の両方を評価する技術提案評価型として相当ではない。よって施工計画において「標準案で施工する」という提案は、実施方針における不適切な提案に該当し、提案として成り立たないものと整理した。

一方で、技術提案は、工事内容の特性を考慮した提案を求めるもので、仕様書や設計図書の中で工事内容、つまり標準案が示されており、それを前提として提案を求めることから、標準案での参加が成り立つものと整理した。

以上のことから、施工計画の提出書式から標準案で施工するという選択肢を削除し、標準案での参加を認めない方向で調整し、今回の、技術提案評価型による発注案件から適用することとしたい。これにより、「標準案で施工する」という提案が出された場合は、施工計画において欠格にできるものとなる。

【委員】

第1回委員会では、総合評価の導入目的に照らして意見を述べたが、今回の裁判所の判断は、国土交通省からの情報を踏まえた上で、適切に対応されたものとする。今後、申請者がこの点について認識できるよう、入札公告等に適切に反映させていただきたい。

【委員】

前回の委員会での意見を受けて、適切に対応されたものとする。

(議事終了)